

しては賛成いたします。

二十番(岩田博) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

二十番(岩田博) ただいま町長から説明がありました。学校の先生方は一つの組合の代表者として、日政組と言うところから、大ううう団体の上に立つ教育委員が、第一級に備する事なく、公平な立場に立つのが根本じゃないかと思っておりますので、町長が言われたように可急納束やみに自民党の幹事長を辞任したという文書をもつて受け取るもらうなら納得するものではないかと。

十五番(堀野鉄次郎) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

十五番(堀野鉄次郎) 私も一応納得いたしますが、濠州に対する篠崎



教育長の措置について、直接本人に叩きつけたとしても、大ううう面に叩きつけたのは心残です。叩いたと聞いておりましたので、今後そういう事がないように御注意していただきたいとお願いするわけがあります。篠崎氏に叩きつけたのは、証拠にはあつたわけはないが、しかし、あくまでも道義的問題であります。大ううう意味に叩きつけて、近々将来に叩いて説明なり、説明していただくわけがよいと思っております。

一十番(神野藤操) 議長

一議長(高橋千春) 十五番

一十番(神野藤操) 教育委員、田村利一氏の政党役員の問題ですが、大ううう岩田議員が言われたように、叩いたのは、叩いた文書という事ですが、町長の答弁の中には辞表をもつて叩いたかという点のくい違ひが出ています。後日、叩いたという問題がもつたことかある

は因りながら、評表で岩田議員の納得しないところであつた、私は
評表をもう一度云々という事は納得したわけと聞いていますので、その点に
はつきりしていただきたいと思います。

「町長石川常太郎」私は岩田議員質問に対する回答に付きましては、評表
で述べた、よしなという証明書のように思うところありますので、そのよ
うにしたいと思ひます。

「了解と呼ぶ者あり」

「議長前橋春」これにて質疑を総結いたします。おはかりいたします。

議案第九号については、これに同意するに附議ありませんか、

「附議なしと呼ぶ者あり」

「議長前橋春」附議なしと認めます。よろしく議案第九号については
これに同意するの事に決定いたしました。

「議長前橋春」日程第十七爆音防止に関する請願書、請願第八号を議

題に供します。本件については、総務委員会に審査を付託してあ
りまうので委員長から報告願ひます。

「十番大久保一郎」議長

「議長前橋春」十一番

「十二番大久保一郎」御指しがありましたので、審査報告をいたします。

「請願審査報告書朗読」

戦後非常火爆音問題が大きくなり、難しい問題であります。五月十九
日議会の過程からすれば、簡単に解決できぬ問題かも知れません。審
査の途中にわけて墮落事故等をあえれば、やはり将来の事をあえ
悔重を期さなければならぬという関係から、総務委員会に任せま
しては、今回の委員会をもち、慎重に検討した結果であります。文書
等にわけても非常にかたくなつておられるように思ひます。その点に
了解願ひたいと思ひます。毎週日に消音装置の実験につけて視

察したわけですが、その時は実施してくれず、いろいろ説明はあったの
ですが、そのために内容は良くわからなかったわけですが、ただ良いという事
だけで総務委員会としても実施を調査したいと考えましたから、本日ま
だうした調査はできていなかった。新聞紙上には完成したとかあの人は良か
ったという事はいつてありますから、総務委員会としての結果をそのよりも
やはり議会全員で、よく上った消音装置を見学した方が良いのだ
はないかという事を議長にお話しし、早下議長も基地の方に施設を
見たいという申し入れをやってありますのでありますから、審査報告がう
まくないか、慎重に審査をした結果でありますので、なにとぞよろ
しくお願ひいたします。

一議長(高樹春) このより委員長報告に対する質疑を行います。

一十番(神野隆操) 議長

一議長(高樹春) 十番

一十番(神野隆操) 爆音防止については、まづいかなる委員会の回教を重ぬ

わき常のほどは十分わかりますが、戸防移駐の問題で爆音、防音の
問題が大きくなつてきましたから、私どもも被害者の人ですから又関心

をもつて聞いておりましたが、エンジデストの際の消音設備の完備の
題です。日本防衛対策委員会が一月にあり、その日請願がござい
私どもも議題外ですが、治安委員会にもお出し、右前はご存じですが、

消防機関の人からいろいろと今工事中の防音装置について聞いた
わけですが、その時には大体又月々日には完成するだろうという
話があったから、その後委員会が現場を見に行つたところですが、
委員長に対しては、その事実があったかどうか身体的に如何いた
いと云えます。と同時に先般防衛施設長並に福岡先生の御理解
で見えた時に、はすでに五基でございまして聞いており、私ども
は、いまうした確執は、よくわからぬわけですが、市長も防衛

総務委員会が行った時には、できているという事だ。大体七月、
日の夕、来賓で来るはずだから、できなかったならば、町の方にも見
まいらぬ人だ、という話で、したが、住民の声を聞き、又、私どもも
見たいという希望があるわけだ。話を聞きます。この扱いは
非常に難しいという。木軍が直接仕事をやる時、あまり
使いたくないという事ですが、使った以上は十分にいかしても
う。音をよく聞いて、ただ人と、町長としても十分に
求進して、ただ、又、われわれもできているという事を
もっている。できているならば、議会全員が思っているだ
くような機会をつくって、ただ、さういふ事を、お願ひして
おきます。

一町長（石川常太郎）明日消防将校と合う約束になる、おりますの
で、この時に強く要望いたします。

二番（加藤清一）議長

一議長（前橋守春）二番

二番（加藤清一）今回の請願に対して、私も署名議員の一人として、
特に騒音については、騒音事故というように、不安にあられたもの
最も被害を受け、おの地域のものとして、総務委員の皆さんか
には、長町内、検討いただいたことは感謝申し上げ、おの次第でござ
います。お話の中にも、審議の結果に基いて、消音装置とい
う事は、強くうたわれたもの、思っています。はたして、おの消音装
置が、できているかどうか、その点明確にされて、いないという事
に対して、中絶に残念に思うと同じく、請願に対して、完全な消
音装置であつたかどうかという事を、大きな疑問をもつもの
であります。と申しますのは、騒音対策についての基地側に要望
いたしました。エンジン、テストの装置が、はたして、F105に対して

りものみだりか、現在、全國民としても人命のみならず、
み起りおしたりで、当局といひましても、一時保留に
ところの議定態度とすものは今後どうにしてい
きすめと同様に、最近騒音、並びに墮落事故等
としてどのような方法で住民に納得をはか
説明願いたいと思ひます。当然審議したいと思ひ
村にわたる基地周辺の防音対策委員会というの
集団移住とす事か、遂次実現さるべきであらうか
観点に於きまして、地元住民の人としても樹木
るものや、現在まで福生町として、どうも参
保留とす点に於ける、一項目か現在適する
ますので、納得のいくように説明願いたいと思ひ
ます。

「十一番（大久保一郎） 議長

「議長高橋春一 十一番

「十一番（大久保一郎） 町長、御質問の趣旨は、防音移住とす関係について、福生町
議会が態度を保留し、尚、これを内閣総理大臣はじめ関係各
に對しまして、一項目の要請を行つて、現在であります。ま
う関係で、議会といひましても、保留の基本は、私ども総務
委員会としては、曲やわげにはない。もちろん要請を行つ
て、今の現段階であるか、これに對して、政府側も遂次解決のた
めに誠心誠意努力されて、おのれと見受けられます。保留
に、なるものはどうするか、どうするにつては、上級機関で
ある議会の決定した事であり、その中で、総務委員会として
どうするか、どうすべき、ないわけであり、次に航空機事故と
いうことは、非常に難しい問題であり、私も、福生町でも、こ
ういふ事は、墮落事故とすものを招きたくないという

趣旨だろうと思ひます。ただ縣民にした場合も人のまゝ
不採決せざるを得ない。もちろん日本安保条約等をあへても採
決はとる事を採決する事はできないのであつて、隨時事故等
を、住民の安全につけて委員会としても慎重に検討し、日本合同
委員会から出されたものをも十分見やり、是非安全な方法をと
つていただきたいという要請として切のやうであります。務
につては、総務委員会としては審査して取りまけんけれども
当然昭島なり、あるいは周辺の問題も起ると思ひます。当然
同じような措置かといふのはなからうかと思ひます。

議長(高橋千春) これにて質疑を総結いたします。おはかりいたし
ます。請願第八号は委員長報告の通り決するに附議あり
りまけんか。

(附議なしと仰み者あり)



議長(高橋千春) 附議なしと認めます。よろしく請願第八号は委員
長報告の通り可決いたしました。

議長(高橋千春) おはかりいたします。日程第十八町道路線の認定に
つて、並びに日程第十九町道路線の変更につては附議あり
ますので一括して審議いたしたいと思ひます。これに附議
ありませんか。

(附議なしと仰み者あり)

議長(高橋千春) 附議なしと認めよう。日程第十八町道路線の認定
につては議案第七号あり、並びに日程第十九町道路線の変更につ
て議案第八号を議題に供します。本件につては建設委員
会に審査を付託してありますので委員長から報告願ひます。

八番(田村晋一) 議長
議長(高橋千春) 八番

一八番(細瀬晋二) 委員長及び席を占めますのである。私に代つて審査報告をさせていたいただきます。町道路線の認定についで議案第百七号、町道路線の変更についで議案第百十八号でございます。百七号は道路法第八条の規定に基くもので、百十八号は道路法第十一条第三項に基くものでございます。

(議案審査報告書朗読)

本件の審査にあつて、廢道となる部分に、水道管の敷設してあるわけが、材料管によりましては、前に申請されたものの自己負担によつてなされるよう理事長に要望いたしました。以上で報告いたします。

一議長(高橋春) このより委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋春) このより質疑を総括いたします。おはかりいたします。

議案第百七号並びに議案第百十八号は委員長報告の通り決めるに附議ありとあります。

(質疑なしと呼ぶ者あり)

一議長(高橋春) 附議なしと認めます。よつて議案第百七号並びに議案第百十八号は委員長報告の通り可決いたしました。

一議長(高橋春) 日程第百五号小中学校の施設並びに運営に関する諸願書、諸願第百九号を議題に供します。事務局として諸願書の朗読をいただきます。

一議事事務局(野崎重二) 朗読

一議長(高橋春) 紹介議員、石川議員から本題旨の説明を求めます。

一七番(石川信義) 議長

一議長(高橋春) 七番

一七番(石川信義) 附指によりまして、諸願第百九号町立小中学校の

側といえども、生徒の身の安全をはかりまして、通学道路
を指定されたわけでございます。お手もとりの表にございませうと
み舗装していただきたい所でありまして、このためございま
す。第一小学校が三千四百五十米、第二小学校が三千九百五十米、第三
小学校が千四百五十米、第四小学校の場合が二千四百八十米、中学校が
九百三十米計一万九百五十米というもので、今回出された舗装個
所でございますが、われわれ議会人といしまして、十分理解でき
得たし、又、紹介議員といしまして、一日も早く実現されてほし
いわけでございますが、ただいま申し上げた通り、一万九百五十米と
いうものを、等しく舗装するということは、町当局といしまして、至
難な点があるかと思ひます。この点につきましては、議員各位
には十分御検討していただきたいと思います。この点早く舗装されな
よう、町民力みりたいと思ふ次第でございます。そのほか、フィル

ムライブラリーの設置でございますが、町民の通り文部省あたり
でも視聴覚教育というものについては重点が置かれておられるで
ございます。西多郡内で大々的にやっておられるところは、秋川流域視
聴覚教育連盟が数年前からございまして、非常に町民に
マッチした教育がございまして、このことでも父兄、児童、先生方もこれに
ついては、ますます重点を置かしまして、現在力を注いでおられる
でございます。これは私が教えて申し上げても、よくフィルムラ
イブラリー設置という事は、今後御審議をいたさうか、どうなのか
わかりませんが、教育委員会とか、あるいは小学校、中学校を含めまし
たフィルムライブラリー図書館のようなものを作り、整理棚とい
うものは、入る金額はかからないと思ひます。フィルムは金額があ
る程度必要とされているのでございます。この点につきましては、
請願書にその通りP.T.A.といしまして、生徒一人当り三ヶ所を